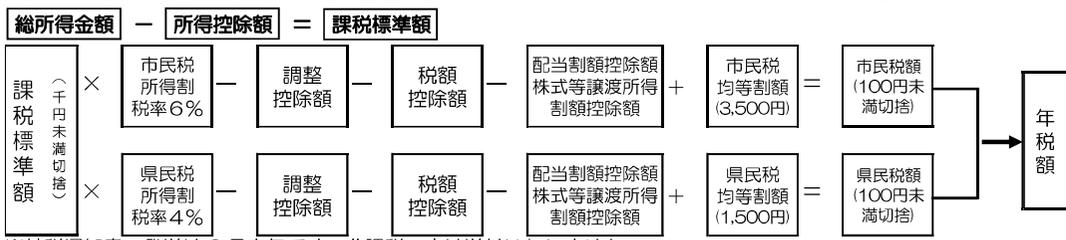


◎一般的な市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は下の計算方法により算出されます。なお、分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



※納税通知書の発送は6月中旬です。非課税の方は送付いたしません。

令和5年度分 市民税・県民税申告の手引き (令和4年分の所得と控除)



【申告書の提出期限】令和5年3月15日



◎申告書の提出は混雑を避け、郵送をお願いします

- ・申告書が届き次第、早めの提出を
- ・自宅で書いて必要書類を同封し、ポストに投函するだけ
- ・申告会場で長時間待つ必要がありません
- ・記入済の市民税・県民税申告書は、申告相談期間(2/16~3/15)の前から市役所税務課で受け付けています(所得税の確定申告は、申告相談期間内の受付となります。ただし、所得税の還付申告は2月15日以前でも税務署で受け付けています。2/13までは巻務税務、2/14~3/15は新潟市巻ふれあい福祉センター)

◎税率及び税額控除

1【市民税県民税の税率】

均等割	市民税3,500円	県民税1,500円
所得割(総合課税分)	市民税6%	県民税4%

2【調整控除】
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 <合計課税所得金額が200万円以下の方>
 次の①②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 <合計課税所得金額が200万円超の方>
 ①の金額から②の金額を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を引いた金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者の所得	
障害者控除		配偶者の所得	
特別	10万円	一般	900万円以下 5万円
同居特別	22万円	老人	900万円超 950万円以下 4万円
寡婦控除	1万円	配偶者控除	1千万円超 1千万円以下 2万円
ひとり親控除		48万円超 50万円未満 5万円	4万円
父	1万円	50万円超 55万円未満 3万円	2万円
母	5万円	老人	2万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般 5万円
		特定	18万円
		同居老親等	13万円

3【配当控除】

種類	課税所得金額 1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

4【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

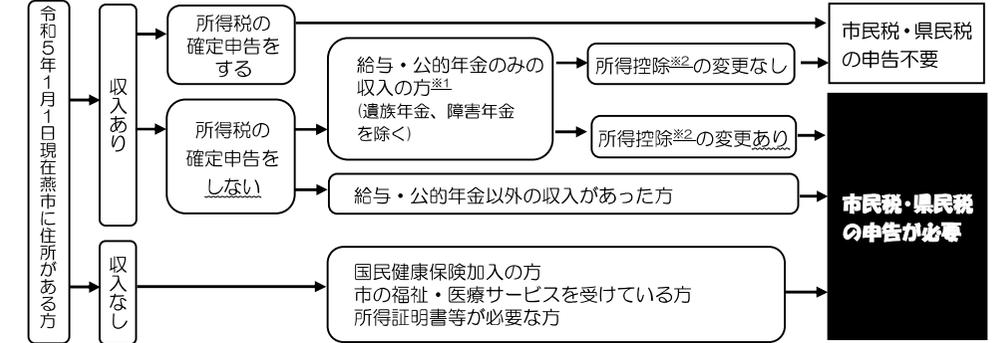
区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

5【住宅借入金等特別税額控除】
前年分の所得税において平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、居住年が平成26年4月から令和3年12月までで、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

6【寄附金税額控除】
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額
 1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 2. 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 3. 住所地の道府県又は市町村が条例指定した寄附金
 ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、①と②の合計額を控除
 ①適用対象金額×10%
 ②適用対象金額×{90%- (0~45.945%)}
 ②の額については、個人住民税の所得割の20%を限度
 また、(0~45.945%)とは、寄附者に適用される所得税の限界税率
 ★領収書等を添付又は提示。ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書で代替可能。

◎市民税・県民税の申告が必要な方



- ※1...給与および年金の支払者が市へ報告書を提出することになっています。ただし、支払者から提出がない場合は、市より申告書をお送りすることがあります。
 ※2...所得控除は、社会保険料(国保税等)・生命保険料・地震保険料・医療費・扶養・障害者・寡婦・ひとり親控除等

◎収入のなかった方も申告が必要です

国保などの各種保険料や保育料、児童手当などの各種制度の算定や判定に所得金額等が使用されています。申告がないと不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

申告書の書き方は次ページへ

◎提出方法

市民税・県民税申告書を記入のうえ、必要な書類を添えて下記のいずれかの方法で提出してください。
 また、申告書控用に受付印が必要な場合は、申告書と同時に転記済の申告書控用を提出してください。郵送の場合は、返信用封筒(宛名を記入し切手等を貼付したもの)を同封してください。
 (1) 郵送で提出 …「燕市役所 税務課市民税1係 宛」に送付してください
 (2) 市役所窓口へ持参し提出…市役所税務課 2階 ⑤・⑥番窓口
 申告期間中(2/16~3/15)の16:00までは申告相談会場でも受け付けます

◎必要な書類

- ・市民税・県民税申告書(申告書は燕市HPからもダウンロードできます)
- ・前年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)
- ・各種控除証明書(次ページ以降の★マーク参照)
- ・マイナンバーおよび本人確認ができる書類(マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+運転免許証など)



市民税・県民税申告書の様式ダウンロードはこちら

◎市民税・県民税が課税されない方

- 1 均等割・所得割ともにかからない(非課税)の方
 (1) 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている方
 (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 2 均等割がかからない方
 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
 280,000円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000円+168,000円
 ※168,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき
- 3 所得割がかからない方
 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
 350,000円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000円+320,000円
 ※320,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

(参考)上記2・3の限度額一覧

扶養の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
均等割	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円	1,948,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

この手引きの内容は令和5年1月1日現在の法令をもとに記載しています

問い合わせ先・提出先
 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
 燕市役所税務課市民税1係 2階⑤・⑥番窓口
 TEL 0256-77-8142(直通) ※受付は開庁日 8:30~17:15

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 および 4 所得から差し引かれる事項

13 社会保険料控除	健康保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・国民年金基金掛金・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの社会保険料を支払った場合。控除額は、支払った保険料の全額。	★社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など																																				
14 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づき掛金や個人型確定拠出年金(DeCo)の掛金を支払った場合。控除額は、支払った掛金の全額。	★支払った掛金額の証明書																																				
15 生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて支払った保険(配当金を除く)がある場合。控除額は、一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、それぞれ下表により計算した金額の合計(最高70,000円)。 介護医療保険料やH24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除	★支払額などの証明書																																				
<table border="1"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×0.5・6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×0.25+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>		支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,001円～32,000円	支払保険料×0.5・6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×0.5+7,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×0.25+17,500円	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額																																			
12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額																																			
12,001円～32,000円	支払保険料×0.5・6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×0.5+7,500円																																			
32,001円～56,000円	支払保険料×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×0.25+17,500円																																			
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																																			
※新契約と旧契約の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計(最高28,000円)。ただし、旧契約のみの控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額(最高35,000円)が適用されます。																																						
16 地震保険料控除	損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料(契約者配当金を除く)がある場合。控除額は、下表により計算した金額。	★支払額の証明書																																				
<table border="1"> <tr> <th>地震保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>支払額×0.5(最高25,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料</td> <td>支払額5,000円以下…全額 支払額5,000円超…支払額×0.5+2,500円(最高10,000円)</td> </tr> </table>		地震保険料	控除額	支払額×0.5(最高25,000円)		旧長期損害保険料	支払額5,000円以下…全額 支払額5,000円超…支払額×0.5+2,500円(最高10,000円)																															
地震保険料	控除額																																					
支払額×0.5(最高25,000円)																																						
旧長期損害保険料	支払額5,000円以下…全額 支払額5,000円超…支払額×0.5+2,500円(最高10,000円)																																					
※地震と旧長期の両方あるときはそれぞれの控除額の合計(最高25,000円)。同一契約で両方あるときは控除額の大きい方が適用されます。																																						
17 寡婦控除	ひとり親に該当せず、次の①②のいずれかに該当する場合(住民票の続柄に「妻(未届)」の記載がある場合を除く)。控除額は、26万円。 ①夫と離別後再婚しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後再婚していない方や夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方																																					
18 ひとり親控除	未婚又は死別、もしくは離別後再婚していない方や配偶者が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子のある場合(住民票の続柄に「夫(未届)」妻(未届)」の記載がある場合を除く)。控除額は、30万円。																																					
19 勤労学生控除	学生及び生徒の方で合計所得が75万円以下で、その内自己勤労による所得が10万円以下の場合。控除額は、26万円。	★学生証																																				
20 障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合。控除額は下記の通り。 <table border="1"> <tr> <th>障害者</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </table>	障害者	控除額	障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)	26万円	特別障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)	30万円	同居特別障害者	53万円	★障害者手帳、障害者控除対象者認定書																												
障害者	控除額																																					
障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)	26万円																																					
特別障害者(身体1・2級、精神1級、療育A級等)	30万円																																					
同居特別障害者	53万円																																					
21 22 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする合計所得金額が133万円以下の配偶者がいる場合。控除額は、以下の表のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 同一生計配偶者：生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者 控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち合計所得金額が1千万円以下である申告者の配偶者 																																					
<ul style="list-style-type: none"> 本人控除対象配偶者：控除対象配偶者のうち70歳以上の方(S28年1月1日以前生) ※申告者の合計所得金額が1千万円超で、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に☑してください。 <table border="1"> <tr> <th>申告者の合計所得</th> <th>配偶者の合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下 1千万円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>一般 33万円 22万円 11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人 38万円 26万円 13万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万円 22万円 11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円 21万円 11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円 18万円 9万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円 14万円 7万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円 11万円 6万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円 8万円 4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円 4万円 2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円 2万円 1万円</td> <td></td> </tr> </table>			申告者の合計所得	配偶者の合計所得	控除額	900万円以下	900万円超 950万円以下 1千万円超		48万円以下	一般 33万円 22万円 11万円			老人 38万円 26万円 13万円		48万円超～100万円以下	33万円 22万円 11万円		100万円超～105万円以下	31万円 21万円 11万円		105万円超～110万円以下	26万円 18万円 9万円		110万円超～115万円以下	21万円 14万円 7万円		115万円超～120万円以下	16万円 11万円 6万円		120万円超～125万円以下	11万円 8万円 4万円		125万円超～130万円以下	6万円 4万円 2万円		130万円超～133万円以下	3万円 2万円 1万円	
申告者の合計所得	配偶者の合計所得	控除額																																				
900万円以下	900万円超 950万円以下 1千万円超																																					
48万円以下	一般 33万円 22万円 11万円																																					
	老人 38万円 26万円 13万円																																					
48万円超～100万円以下	33万円 22万円 11万円																																					
100万円超～105万円以下	31万円 21万円 11万円																																					
105万円超～110万円以下	26万円 18万円 9万円																																					
110万円超～115万円以下	21万円 14万円 7万円																																					
115万円超～120万円以下	16万円 11万円 6万円																																					
120万円超～125万円以下	11万円 8万円 4万円																																					
125万円超～130万円以下	6万円 4万円 2万円																																					
130万円超～133万円以下	3万円 2万円 1万円																																					
23 扶養控除	生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合。控除額は以下の通り。 <table border="1"> <tr> <th>老人扶養</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日以前生まれ</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ</td> <td>同居老親等 45万円</td> </tr> <tr> <td>平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ</td> <td>一般扶養 33万円</td> </tr> <tr> <td>平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ</td> <td>特定扶養 45万円</td> </tr> </table>	老人扶養	控除額	昭和28年1月1日以前生まれ	38万円	昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ	同居老親等 45万円	平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ	一般扶養 33万円	平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ	特定扶養 45万円																											
老人扶養	控除額																																					
昭和28年1月1日以前生まれ	38万円																																					
昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ	同居老親等 45万円																																					
平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ	一般扶養 33万円																																					
平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ	特定扶養 45万円																																					
※同居老親等とは、自己または配偶者の直系尊属で自己や配偶者と同居を常況とする方※16歳未満の扶養親族については、(控除対象外)の欄に記入してください。																																						
24 基礎控除	合計所得金額(2,500万円超を除く)に応じて控除。控除額は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 2,400万円以下 ……430,000円 2,400万円超～2,450万円以下 ……290,000円 2,450万円超～2,500万円以下 ……150,000円 																																					

市民税・県民税申告書の書き方

●令和4年1月1日から12月31日までの所得金額・所得控除等についてご記入ください。
 ●所得金額とは、収入金額から、その収入を得るための必要経費を差し引いたものです。
 令和5年度分 市民税・県民税 申告書

燕市 長 宛
 提出年月日 年 月 日
 受理番号
 整理番号
 業種又は職業
 電話番号
 個人番号
 氏名
 確認チェック欄 個人番号の確認 本人確認

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
⑬ 社会保険料	円	国民健康保険	円
国民年金	円	介護保険	円
後期高齢者医療保険料	円		
合計	円		
新生命保険料の計	旧生命保険料の計	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑮ 生命保険料控除	円	⑮ 生命保険料控除	円
新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
介護医療保険料の計	円		
地震保険料控除	旧長期損害保険料の計	地震保険料控除	旧長期損害保険料の計
⑯ 地震保険料控除	円	⑯ 地震保険料控除	円
⑰ 寡婦控除	円	⑰ ひとり親控除	円
() 死別 () 生死不明 () 離婚 () 未婚		() ひとり親 (学校名)	
配偶者控除	障害者控除	配偶者控除	障害者控除
⑱ 配偶者控除	円	⑱ 障害者控除	円
氏名 配偶者の全所得金額	氏名 障害者の程度	氏名 障害者の程度	氏名 障害者の程度
生年月日 専業主婦	個人番号	個人番号	個人番号
配偶者控除-同一生計配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦	生年月日 専業主婦
同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居	同居 別居 同居 別居
氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者	氏名 配偶者
個人番号			